

第百十八号議案

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和二年五月二十七日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例
職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和四十一年東京都条例第九十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「第十条第一項第一号」を「第五条第一項第一号（同条例第十条において準用する場合を含む。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

時間講師を会計年度任用職員として任用することに伴い、所要の改正を行う必要がある。